

# 生活介護・施設入所支援利用料金表

(令和元年10月～)

## 1. 障がい者施設への入所にかかる利用料金について

ご利用にあたり、利用者の障害状態区分の平均値で算定された「料金表」に基づき、ご利用1日につき、下記の利用料金をご負担いただきます。

また、利用料の当月合計金額が、市町村が決定する利用負担上限月額を超える場合、利用負担上限月額を超えての徴収は行いません。

### <生活介護>

#### (1) 基本料金 (1日あたり) ※月曜～金曜日の日中にかかる料金

区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本料金	564円	617円	687円	969円	1,291円

#### (2) 各種加算料金

- ① 福祉専門職員配置加算 (I) 1日につき15円
- ② 常勤看護職員配置加算 1日につき28円
- ③ 人員配置体制加算 (II) ※「配置比率」2:1 1日につき181円
- ④ 入所時特別支援加算 (利用開始日より30日間に限り) 1日につき30円
- ⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数 × 6.9%
- ⑥ 福祉・介護職員等特定処遇加算 所定単位数 × 1.9%

### <施設入所支援>

#### (1) 基本料金 (1日あたり) ※月曜～日曜日の昼夜にかかる料金

区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本料金	170円	235円	311円	386円	458円

#### (2) 入院・外泊に係る利用料金

- ① 入院・外泊時加算 (I) 1日につき320円 ※8日間を限度として
- ② 入院・外泊時加算 (II) 1日につき191円 ※入院9日目より82日目を限度として
- ③ 入院時支援特別加算 (90日を越える入院期間が4日間未満) 1回につき561円
- ④ 入院時支援特別加算 (90日を越える入院期間が4日間以上) 1回につき1,122円

#### (3) 各種加算料金

- ① 入所時特別支援加算 (利用開始日より30日間に限り) 1日につき30円
- ② 地域移行加算 入所中2回、退所後1回を限度として、500円を算定
- ③ 経口移行加算 1日につき28円
- ④ 経口維持加算 (I) 1日につき28円
- ⑤ 経口維持加算 (II) 1日につき5円
- ⑥ 療養食加算 1日につき23円
- ⑦ 重度障害者支援加算 (I) 1日につき28円
- ⑧ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数 × 6.9%
- ⑨ 福祉・介護職員等特定処遇加算 所定単位数 × 1.9%

## 2. サービス対象外（実費負担分）の利用料金

項 目	利 用 料 金	備 考
食 費	1, 4 3 0 円	1日につき、左記の食費や光熱水費をお支払いいただきますが、市町村より「軽減措置適用者である」との決定を受けている方は、事前にその旨の記載のある障害福祉サービス受給者証のご提示をお願い致します。
光熱水費	3 2 0 円	
預かり金 管理手数料	5 0 0 円	預かり金等の管理費として毎月お支払いいただきます。
教養娯楽費	実 費	レク・創作活動等の備品及び材料費等
外出行事等の 諸経費	実 費	外出行事の際の食事代金や、娯楽施設等の入館料等は自己負担となります。
理 美 容 代	実 費	例、2,900 円（理容）、5,250 円（毛染）
洗 濯 代	無 料	原則として洗濯にかかる費用は無料となりますが、クリーニングは各自でご負担いただきます。
医療・衛生材料費	実 費	もっぱら個人として使用する医療・衛生材料等の費用 ※原則として、医療・衛生材料は各自でご購入いただきます。
そ の 他	実 費	もっぱら個人として使用する消耗品及び器具や備品等 ※持込みもできます。

# 生活介護サービス利用料金表

(令和元年10月～)

## 1. 生活介護サービス利用料

生活介護サービスのご利用にあたり、利用者の障害状態区分の平均値で算定された「料金表」に基づき、ご利用1回につき、利用料をご負担いただきます。

また、利用料の当月合計金額が、市町村が決定する利用負担上限月額を超える場合、利用負担上限月額を超えての徴収は行いません。

### (1) 基本料金（1日あたり） ※定員20人以下

※市町村役場より認定を受けた個々の障害状態区分により利用料金が異なります。

区分	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
基本料金	564円	617円	687円	969円	1,291円

### (2) 各種加算料金

- ① 福祉専門職員配置加算（Ⅰ） 1日につき15円
- ② 常勤看護職員等配置加算 1日につき28円
- ③ 人員配置体制加算（Ⅱ）※「配置比率」2：1 1日につき181円
- ④ 初期加算（利用開始日より30日間に限り） 1日につき30円
- ⑤ 欠席時対応加算（月4回を限度） 1日につき94円
- ⑥ 訪問支援特別加算（連続5日間以上休んだ時） 1時間未満：187円／1時間以上：280円
- ⑦ 送迎加算（Ⅰ）1回につき21円 ※片道につき、送り迎えを行った場合は2回算定
- ⑧ 食事提供体制加算（該当者のみ） 1日につき30円 ※昼食のみ
- ⑨ 延長支援加算（9時から17時以外の時間帯に利用する場合）※登録者のみ  
1時間未満 61円 / 1時間以上 92円
- ⑩ 利用者上限管理加算（上限管理該当者のみ） 1ヶ月につき150円
- ⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数 × 6.9%
- ⑫ 福祉・介護職員等特定処遇加算 所定単位数 × 1.9%

## 2. サービス対象外（実費負担分）の利用料金

項目	利用料金	備考
食費	550円	昼食及びおやつ代として
	250円	昼食等の食材料費として (食事提供体制加算該当者のみ)
光熱水費	150円	日中活動にかかる光熱水費として
延長サービス費	250円	17:00～19:00の間の利用を希望される方で「延長支援加算」の登録をしていない方のサービス費として
教養娯楽費	実費	レク・創作活動等の備品及び材料費等
理美容代	実費	例、2,900円（理容）、5,250円（毛染）
医療・衛生材料費	実費	もっぱら個人として使用する医療・衛生材料等の費用 ※原則として、医療・衛生材料はご持参ください
その他	実費	もっぱら個人として使用する消耗品及び器具や備品等 ※持込みもできます。

# 福祉型短期入所（Ⅰ）利用料金表

※土曜、日曜日等に利用される場合に算定します

## 1. 短期入所利用料金

短期入所事業のご利用にあたり、厚生労働省より示された下記の「単価表」に基づき、ご利用1日につき、報酬の一部を定率（10%）で利用料金としてご負担いただきます。

なお、適用する単価表は、障害状態区分によって異なります。

また、利用料の当月合計金額が、市町村が決定する利用負担上限月額を超える場合、利用負担上限月額を超えての徴収は行いません。

### (1) 基本料金

状態区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
単 価	497円	497円	569円	633円	766円	902円

### (2) 各種加算料金

- ① 短期利用加算（連続30日間以内の利用限り） 1日につき30円
- ② 常勤看護職員等配置加算 1日につき10円
- ③ 栄養士配置加算（Ⅱ） 1日につき12円
- ④ 食事提供体制加算（該当者のみ） 1日につき48円
- ⑤ 送迎加算（片道につき） 1回につき186円
- ⑥ 利用者負担上限管理加算（月1回を限度） 1回につき150円
- ⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数 × 6.9%
- ⑧ 福祉・介護職員等特定処遇加算 所定単位数 × 1.9%

## 2. サービス対象外の利用料金

下記の項目は支援費対象外サービスとなりますので、その利用負担金として次の項目を1日毎に算定し、ご負担いただきます。

項 目	利 用 料 金	備 考
食 費 ※食事数に従って算定します	1,430円	1日につき（一般世帯） ※朝食380円、昼食550円、夕食500円
	950円	1日につき（食費提供体制加算該当者のみ） ※朝食230円、昼食390円、夕食330円
光 熱 水 費	320円	1日につき
教養娯楽費	実 費	レク・創作活動等の材料費等として
外出行事等の諸経費	実 費	バスハイク等の外出行事の際の食事代、入館料及びその他経費等
理美容代	実 費	例、2,900円（理容）、5,250円（毛染代）
洗 濯 代	無 料	原則として無料ですが、クリーニング等が必要な場合は自己負担になります
医療・衛生材料費	実 費	もっぱら個人として使用する医療・衛生材料等（吸引カテーテル・ガーゼ・軟膏類など）の費用※原則として、医療・衛生材料等をご持参ください
そ の 他	実 費	もっぱら個人として使用する消耗品及び器具や備品等 ※持ち込みもできます。

## 福祉型短期入所（Ⅱ）利用料金表

※月曜～金曜日迄の間に利用される場合は「生活介護」と一緒に算定となります

### 1. 短期入所利用料金

短期入所事業のご利用にあたり、厚生労働省より示された下記の「単価表」に基づき、ご利用1日につき、報酬の一部を定率（10%）で利用料金としてご負担いただきます。

なお、適用する単価表は、障害状態区分によって異なります。

また、利用料の当月合計金額が、市町村が決定する利用負担上限月額を超える場合、利用負担上限月額を超えての徴収は行いません。

#### (1) 基本料金

状態区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
単 価	168円	168円	234円	310円	515円	588円

#### (2) 各種加算料金

- ① 短期利用加算（連続30日間以内の利用限り）      1日につき30円
- ② 常勤看護職員等配置加算                              1日につき10円
- ③ 栄養士配置加算（Ⅱ）                                  1日につき12円
- ④ 食事提供体制加算（該当者のみ）                  1日につき48円
- ⑤ 利用者負担上限管理加算（月1回を限度）          1回につき150円
- ⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）              所定単位数×6.9%
- ⑦ 福祉・介護職員等特定処遇加算                  所定単位数 × 1.9%

※送迎を行う場合は「生活介護」で算定します。

### 2. サービス対象外の利用料金

下記の項目は支援費対象外サービスとなりますので、その利用負担金として次の項目を1日毎に算定し、ご負担いただきます。

項 目	利 用 料 金	備 考
食 費 <small>※食事数に従って算定します</small>	1,430円	1日につき（一般世帯） ※朝食380円、昼食550円、夕食500円
	950円	1日につき（食費提供体制加算該当者のみ） ※朝食230円、昼食390円、夕食330円
光 熱 水 費	320円	1日につき
教 養 娯 楽 費	実 費	レク・創作活動等の材料費等として
外出行事等の諸経費	実 費	バスハイク等の外出行事の際の食事代、入館料及びその他経費等
理美容代	実 費	例、2,900円（理容）、5,400円（毛染代）
洗 濯 代	無 料	原則として無料ですが、クリーニング等が必要な場合は自己負担になります
医療・衛生材料費	実 費	もっぱら個人として使用する医療・衛生材料等（吸引カテーテル・ガーゼ・軟膏類など）の費用※原則として、医療・衛生材料等はご持参ください
そ の 他	実 費	もっぱら個人として使用する消耗品及び器具や備品等※持ち込みもできます。

## 福祉型短期入所（Ⅲ） 利用料金表

※ 18歳未満の障がい児が利用される場合に算定します

### 1. 短期入所利用料金

短期入所事業のご利用にあたり、厚生労働省より示された下記の「単価表」に基づき、ご利用1日につき、報酬の一部を定率（10%）で利用料金としてご負担いただきます。

なお、適用する単価表は、障害状態区分によって異なります。

また、利用料の当月合計金額が、市町村が決定する利用負担上限月額を超える場合、利用負担上限月額を超えての徴収は行いません。

#### (1) 基本料金

状態区分	区分1	区分2	区分3
単 価	497円	601円	766円

#### (2) 各種加算料金

- ① 短期利用加算（連続30日間以内の利用限り）      1日につき30円
- ② 常勤看護職員等配置加算      1日につき10円
- ③ 栄養士配置加算（Ⅱ）      1日につき12円
- ④ 食事提供体制加算（該当者のみ）      1日につき48円
- ⑤ 送迎加算（片道につき）      1回につき186円
- ⑥ 利用者負担上限管理加算（月1回を限度）      1回につき150円
- ⑦ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）      所定単位数×6.9%
- ⑧ 福祉・介護職員等特定処遇加算      所定単位数×1.9%

### 2. サービス対象外の利用料金

下記の項目は支援費対象外サービスとなりますので、その利用負担金として次の項目を1日毎に算定し、ご負担いただきます。

項 目	利 用 料 金	備 考
食 費 ※食事数に従って算定します	1,430円	1日につき（一般世帯） ※朝食380円、昼食550円、夕食500円
	950円	1日につき（食費提供体制加算該当者のみ） ※朝食230円、昼食390円、夕食330円
光 熱 水 費	320円	1日につき
教 養 娯 楽 費	実 費	レク・創作活動等の材料費等として
外出行事等の諸経費	実 費	バスハイク等の外出行事の際の食事代、入館料及びその他経費等
理美容代	実 費	例、2,900円（理容）、5,250円（毛染代）
洗 濯 代	無 料	原則として無料ですが、クリーニング等が必要な場合は自己負担になります
医療・衛生材料費	実 費	もっぱら個人として使用する医療・衛生材料等（吸引カテーテル・ガーゼ・軟膏類など）の費用 ※原則として、医療・衛生材料等をご持参ください
そ の 他	実 費	もっぱら個人として使用する消耗品及び器具や備品等※持ち込みもできます。

# (阿賀野市) 日 中 一 時 支 援 事 業

## 1. 事業の目的

日常、障害者や障害児の介護を行っているご家族の一時的な休息の機会の確保や就労支援を目的に、障害者や障害児に日中活動における活動の場を提供し、必要な介護や支援を行います。

## 2. 事業の実施場所及び利用時間

### (1) 実施場所

日中一時支援事業所宝珠苑(障がい者支援施設宝珠苑内)

### (2) 実施時間(原則として)

月曜～日曜日の午前8時から午後6時まで(12月31日～1月3日を除く)

また、延長サービス費をお支払いいただくことにより、午後6時～6時45分迄の延長も可能です。

## 3. 利用定員

5名

## 4. 利用料金

### (1) 基本料金

障害者	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分1	123円	245円	368円
区分2			
区分3	141円	281円	422円
区分4	156円	312円	468円
区分5	189円	379円	568円
区分6	223円	445円	668円

障害児	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分1	123円	245円	368円
区分2	148円	297円	445円
区分3	189円	379円	568円

食事提供加算	68円 (昼食提供分のみ)
--------	---------------

### (2) 実費負担分

光熱水費	200円
------	------

※利用時間数に関係なく、1回につき、利用日数分を算定します。

入浴サービス費	300円
---------	------

※入浴を希望される場合は、事前にご相談下さい。日曜日は入浴を行っていません。

延長サービス費	300円 ※午後6時以降、30分につき算定します
夕食	550円 ※夕食の提供は午後6時となります

※午後6時以降の利用を希望される場合(最大、午後6時45分まで)は、事前にご相談下さい。

キャンセル料	200円
--------	------

昼食代650円（朝食代380円、夕食代550円）

### （3）送迎について

※原則として、利用時の施設までの送迎サービスは行っておりません。

※送迎のご希望があり、当施設の生活介護事業（月～金曜日）の送迎と絡めて送迎が実施可能な場合のみ、自宅までの送迎を行いますが、その場合、送迎に係るガソリン代等の実費を「送迎に係る費用」としてご負担いただきます。送迎費は自宅から施設までの距離数（下記の料金表）をもとに算定します。

※その算定の基礎となる距離数は、あらかじめ「施設」から「自宅」までの距離数を測定するものとします。

#### <送迎に係る費用>

距離	料金	距離	料金	距離	料金
5キロ未満	100円	～6キロ	110円	～7キロ	120円
～8キロ	130円	～9キロ	140円	～10キロ	150円
～11キロ	160円	～12キロ	170円	～13キロ	180円
～14キロ	190円	～15キロ	200円	～16キロ	210円
～17キロ	220円	～18キロ	230円	～19キロ	240円
～20キロ	250円	～21キロ	260円	～22キロ	270円
～23キロ	280円	～24キロ	290円	～25キロ	300円

※ これ以上の距離数となる場合は、1キロ増す毎に10円ずつ加算します。

※ 「送迎に係る費」は、それぞれ片道ずつ算定します。



# (新潟市) 日 中 一 時 支 援 事 業

## 1. 事業の目的

日常、障害者や障害児の介護を行っているご家族の一時的な休息の機会の確保や就労支援を目的に、障害者や障害児に日中活動における活動の場を提供し、必要な介護や支援を行います。

## 2. 事業の実施場所及び利用時間

### (1) 実施場所

日中一時支援事業所宝珠苑（障がい者支援施設宝珠苑内）

### (2) 実施時間（原則として）

月曜～日曜日の午前8時から午後6時まで（12月31日～1月3日を除く）

また、延長サービス費をお支払いいただくことにより、午後6時～6時45分迄の延長も可能です。

## 3. 利用定員

5名

## 4. 利用料金

### (1) 基本料金 ※R元年10月改正

障害者	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上	宿 泊
区分1	124円	249円	373円	497円
区分2	158円	317円	475円	633円
区分3	192円	383円	575円	766円
障害児	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上	宿 泊
区分1	124円	249円	373円	497円
区分2	150円	301円	451円	601円
区分3	192円	383円	575円	766円
宿 泊		(重 心)2,703円 / (遷延性)1,690円		
食事提供加算		1日につき(日帰り)30円 / 1日につき(宿泊)48円		
短期利用加算		1日につき 30円		
重度障害者支援加算		1日につき 50円 ※受給者証に記載がある場合のみ		
栄養士配置加算Ⅱ		1日につき 12円		

※お住まいの地域は、送迎対象区域外のため、事業所では行っておりません。ご了承ください。

### (2) 実費負担分

食 費 (1日につき)	250円(日帰り) ※昼食の食材料費代として 朝食230円/昼食390円/夕食330円
光熱水費	200円(日帰り)/320円(宿泊)

※光熱水費は、利用時間数に関係なく、1回につき、利用日数分を算定します。

入浴サービス費	300円
---------	------

※入浴を希望される場合は、事前にご相談下さい。日曜日は入浴を行っていません。

延長サービス費	300円 ※午後6時以降、30分につき算定します
夕 食	500円 ※夕食の提供は午後6時となります

※午後6時以降の利用を希望される場合(最大、午後6時45分まで)は、事前にご相談下さい。

キャンセル料	200円
	昼食代550円 (朝食代380円、夕食代500円)

# (新発田市) 日 中 一 時 支 援 事 業

## 1. 事業の目的

日常、障害者や障害児の介護を行っているご家族の一時的な休息の機会の確保や就労支援を目的に、障害者や障害児に日中活動における活動の場を提供し、必要な介護や支援を行います。

## 2. 事業の実施場所及び利用時間

### (1)実施場所

日中一時支援事業所宝珠苑（障がい者支援施設宝珠苑内）

### (2)実施時間(原則として)

月曜～日曜日の午前8時から午後6時まで(12月31日～1月3日を除く)

また、延長サービス費をお支払いいただくことにより、午後6時～6時45分迄の延長も可能です。

## 3. 利用定員

5名

## 4. 利用料金

### (1) 基本料金 ※ 令和元年10月改訂

障害者	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分1	124円	249円	373円
区分2			
区分3	142円	285円	427円
区分4	158円	317円	475円
区分5	192円	383円	575円
区分6	226円	451円	677円
療養介護	676円	1,352円	2,027円
遷延性	423円	845円	1,268円
障害児	4時間未満	4時間以上8時間未満	8時間以上
区分1	124円	249円	373円
区分2	150円	301円	451円
区分3	192円	383円	575円
重心	676円	1,352円	2,027円
遷延性	423円	845円	1,268円
食事提供加算	30円（昼食提供分のみ）		

### (2) 実費負担分

食費	250円 ※昼食の食材料費代として
光熱水費	200円

※光熱水費は、利用時間数に関係なく、1回につき、利用日数分を算定します。

入浴サービス費	300円
---------	------

※入浴を希望される場合は、事前にご相談下さい。日曜日は入浴を行っていません。

延長サービス費	300円 ※午後6時以降、30分につき算定します
夕食	500円 ※夕食の提供は午後6時となります

※午後6時以降の利用を希望される場合(最大、午後6時45分まで)は、事前にご相談下さい。

キャンセル料	200円
	昼食代550円（朝食代380円、夕食代500円）